

令和7年度～令和8年度
国営施設応急対策事業旧迫川地区

簗岳幹線用水路改修その他工事

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

国営施設応急対策事業旧迫川地区簗岳幹線用水路改修その他工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目的

本工事は、国営旧迫川土地改良事業計画に基づき簗岳幹線用水路の更新を行うものである。

2 工事場所

宮城県遠田郡涌谷町小里地内他

3 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

施工延長 $L = 160.694\text{m}$
施工始点 測点No. -3- 2.314
施工終点 測点No. 3+ 8.380

内訳

既設水路撤去工	1 式
水路基礎工（基礎杭）	$N = 22\text{本}$
開水路工	$L = 125.720\text{m}$
取付サイホン工	$L = 34.974\text{m}$
吐水槽基礎補強工	$N = 8\text{本}$
吐水槽補強工	1 式
復旧工	1 式
仮設工	1 式

4 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1 工程制限

河川区域内の既設水路撤去工、水路基礎工（基礎杭）、開水路工については落水後の令和7年9月11日以降に工事着手し、吐水槽基礎補強工及び吐水槽補強工、取付サイホン工については非出水期の令和7年11月1日以降に工事着手しなければならない。なお、既設水路撤去工、水路基礎工（基礎杭）、開水路工、吐水槽基礎補強工及び吐水槽補強工、取付サイホン工については翌年度の通水に支障が生じないように令和8年4月18日までに完成させなければならない。

2 部分引渡し

既設水路撤去工、水路基礎工（基礎杭）、開水路工、吐水槽基礎補強工及び吐水槽補強工、取付サイホン工は令和8年4月18日までに引渡しを行わなければならない。

3 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては雨天・休日等150日を見込んでいる。なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

4 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことはできるが、資材の搬入、仮設物の配置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工 期：令和7年7月16日から令和8年6月19日

(余裕期間：契約締結の日から令和7年7月15日まで)

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

第4章 現場条件

1 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土を想定している。なお、基礎地盤については図面に示す杭配置縦断図のとおり想定している。

2 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

- (1) 簗岳揚水機場ゲート設備他製作据付工事（令和6年9月18日～令和8年3月10日）
- (2) 簗岳揚水機場改修（その1）工事（仮称）（令和7年8月～令和8年3月）（予定）
- (3) 簗岳揚水機場改修（その2）工事（仮称）（令和8年6月～令和8年11月）（予定）

3 第三者に対する措置

(1) 騒音及び振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、本工事の構造物撤去工については、低騒音・低振動機械工法により施工しなければならない。

(2) 保安対策

ア 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

イ 交通誘導警備員の配置は、別図－1に示す位置に、令和7年8月18日～令和8年6月15日までの間延べ480人計画している。また、交通状況等により人数に変更が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 交通対策

公共道路の使用に当たっては、地域住民及び一般車両の通行等を優先するものとし、事故防止に努めなければならない。

(4) 耕作道路

ア 過年度施工済の1函渠工及び2号函渠工からは進入できないため、工事期間中は涌谷町道吉住長根線からの工事用道路を耕作道として共用する計画としている。そのため、耕作者が通過する場合は優先的に誘導するものとする。

イ 過年度設置の耕作道迂回路は杭打機施工ヤード等の設置により使用できなくなるため、工事用道路につなぐ耕作道を築造するものとする。

4 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-44に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

(1) 水道協議

仮設図に示す岸ヶ森東橋から箕岳揚水機場まで埋設されている水道管(φ20)については箕岳揚水機場専用で掘削断面外に埋設されているものと想定しているが、実施に当たっては試掘により位置を確認し、監督職員に報告するものとする。なお、試掘の結果、工事に支障が認められる場合は監督職員と協議するものとする。

(2) 電力協議

平面縦断図に示す工事用道路及び杭打機施工ヤードに東北電力電柱(追の巻幹線29東7~8)があり、工事着手までに電柱及び支線の移設等を完了する予定である。なお、工事着手までに電柱及び支線の移設等を完了できていない場合は、監督職員と協議するものとする。

5 安全対策(架空線等公衆物損事故防止)

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-36及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1 工事用道路等

(1) 町道吉住長根線

涌谷町道吉住長根線の使用に当たっては、図面に示す仮廻し道路及び工事用道路取り付け区間について事前に路面状況を確認するものとし、施工に支障がある場合には監督職員と協議するものとする。また、善良な使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合にも同様とするものとする。

(2) 主要進入路

涌谷町道吉住長根線の新地橋は重量制限14tであるため、現場への主要進入路は、過年度設置済の仮廻し道路を通行しなければならない。

(3) 工事用道路及び杭打機施工ヤード

ア 現場内の工事用道路及び杭打機施工ヤードは図面のとおりに整備しなければならない。
イ 工事期間において、善良な使用にも関わらず路面等の補修等が必要となった場合には監督職員と協議するものとする。

ウ 工事用道路使用後は盛土を撤去し、以下に示す建設発生土受入地へ搬出するものとする。

(4) 仮設盛土材

工事用道路等に使用する盛土材は、以下に示す建設発生土受入地から搬入するものとする。

2 発生土(搬入)

本工事では、建設発生土受入地から発生土として次の土量の搬入を予定している。

名称	地先名	搬入予定量	運搬距離	備考
旧迫川旧河川敷内	遠田郡涌谷町太田字新地地内	510m ³	0.5km以下	路床盛土

3 建設発生土受入地

建設発生土は、図面に示す箇所に搬出するものとする。

名称	地先名	搬入予定量	運搬距離	備考
旧迫川旧河川敷内	遠田郡涌谷町太田字新地地内	1900m ³	0.5km以下	本工事区間
旧迫川旧河川敷内	遠田郡涌谷町太田字新地地内	1800m ³	0.3km以下	過年度区間

4 仮廻し道路

- (1) 図面に示す仮廻し道路は過年度工事で設置済であり工事用車両専用道路とし、本工事において車両走行用に敷鉄板及び車両転落防止のための仮設ガードレールを設置するものとする。
- (2) 仮廻し道路については、本工事での撤去は行わないが、工事期間中は維持管理を行うものとし、善良な使用にも関わらず補修等が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 仮排水管の通水能力は4.4m³/sとしているが、気象条件に配慮して、洪水等により危険があると判断した場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

5 土留工

- (1) 吐水槽の施工に当たり、図面に基づき鋼矢板土留工を施工するものとする。打込みは、親杭横矢板式油圧圧入打ちで計画しているが、地質その他条件等により、変更する場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 鋼矢板は既設杭を囲うように打設し、機場の屋根も回避するように打設するものとする。
- (3) 既設水路は親杭横矢板で回避するものとする。

6 除雪工

除雪は計上していないが、降雪深が10cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。なお、除雪工は実績により変更する。

第6章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、別図－2に示すとおりである。

- (1) 発注者が確保している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会のうえ用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- (2) 工事用地等は、別紙－2に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- (3) 工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- (4) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は予め監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。
- (5) 工事用道路造成地及び工事用資材の一時仮置地は、発注者が確保している工事用地等内に土木用シートを敷設した後に、造成又は仮置するものとする。なお、使用後の土木用シートは、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

2 工事用地等の使用及び返還

宮城県から使用賃借している工事用地については、令和8年5月31日までに返還しなければならないため返還時期の詳細等は別途監督職員から指示する。なお、それ以外の工事用地については、令和8年6月19日までに返還しなければならない。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

（1）砕石及び骨材

再生クラッシャラン RC-40

（2）ジオテキスタイル主補強材

製品基準強度：24kN/m以上

（3）再生加熱アスファルト混合物

再生加熱アスファルト混合物 再生密粒度アスコン（13F）

（4）鉄筋コンクリート用棒鋼

異形棒鋼 JIS G 3112 SD295 D13, 16

SD345 D19, 29, 32

（5）コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スラ ンプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメン ト比 W/C (%)	セメント の種類に よる記号	使 用 目 的
無筋コンクリート	18	8	25	65以下	BB	均しコンクリート
鉄筋コンクリート	21	12	25	60以下	BB	開水路、枕梁コンクリート、取付サイホン
鉄筋コンクリート	24	12	25	55以下	BB	フーチング

※粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。

（6）コンクリート杭

プレキャストプレストレスコンクリート製品 JIS A 5373

PHC φ700mm A種

マイクロパイル φ267.4mm

（7）管材

鋼管 150A×1250 (STW290)

150A×950 (STW290)

（8）木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等（工事看板、掲示板等含む）においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
コンクリート	試験成績書・配合報告書

材 料 名	提 出 物
鉄筋	ミルシート
山土砂	試験成績書
砕石	試験成績書、粒度分析表
目地版、目地被覆工、水膨張止水ゴム、止水板	試験成績書、カタログ
PHC杭	試験成績書
パイルスパーサー	試験成績書、カタログ
鋼管杭	試験成績書、カタログ
PAE系ポリマーセメントモルタル	品質証明書、カタログ
鋼製異形管	製作図書
橋梁用ゴム支承材	試験成績書、カタログ
埋設型枠（発泡スチロール）	試験成績書、カタログ
土木シート	試験成績書、カタログ
補強土壁資材	試験成績書、カタログ

3 監督職員の検査又は試験

次に示す工事用材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

材 料 名	検査試験項目等	備 考
PHC杭	外観、寸法等	
鋼管杭	〃	
PAE系ポリマーセメントモルタル （構成材料）	袋（缶）外観、数量 空袋（缶）数量	施工完了後は空袋（缶）確認を行う
鋼製異形管	外観、寸法等	

4 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
購入土	SF相当	古川地区
仮設材（敷鉄板）	t22×1524×6096	石巻市
仮設材（鋼矢板）	Ⅳ型	〃
仮設材（仮設ガードレール）	5 m、固定式、H775	〃
仮設材（鋼製枠）	15m3級	神奈川県厚木市

5 工事に使用する土砂について

受注者は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。（採石法第33条による採取計画認可書、砂利採取法第16条による採取計画認可書、森林法第10条の2による林地開発許可書）

第9章 施工

1 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認(施工段階確認)

ア 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

イ 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工 種	確認内容	確認時期	備 考
工事用道路	高さ、幅、長さ、	設置完了時点で各工種代表1箇所	河川区域隣接
掘削	床付け状況、基準高さ	初期床付け完了時	河川区域
	地質状況	地質変化時	
砕石基礎 現場打ちコンクリート 底版コンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	河川区域隣接
鉄筋組立	かぶり、中心間隔	1スパン目鉄筋組立後以降、構造変更毎に1箇所	〃
杭基礎工（PHC杭）	基準高、偏心	1本目設置完了時	〃
吐水槽基礎補強工（鋼管杭）	基準高、偏心	1本目設置完了時	〃
下地処理工	外観（洗浄状態、補修施工面状態）	初期段階で1箇所	施工後
吐水槽補強工（PAE系ポリマーセメントモルタル吹付工）	かぶり厚さ、全厚さ	1本目施工時に1箇所	〃

(3) 中間技術検査

ア 本工事は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等に基づく中間技術検査（以下、「中間技術検査」という。）の対象工事である。

イ 発注者から中間技術審査をする旨、通知を受けた場合は従わなければならない。

ウ 中間技術審査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図面及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。

エ 契約図面により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整理し中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。

オ 技術検査職員から補修を求められた場合は従わなければならない。

カ 中間技術検査及び補修に要する費用は、受注者の負担とする。

(4) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切断粉は、直接、現場外に排出することがないよう回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

2 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	使用箇所
再生クラッシャーラン	RC-40	砕石基礎、道路復旧、耕作道
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン (13F)	道路復旧

(2) 建設発生土の利用

工事用道路の路床盛土材は、図面に示す建設発生土受入地の建設発生土を利用しなければならない。

3 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
無筋コンクリート 殻	(有)親和建设 中間処理施設	登米市米山町字善王寺武道ヶ崎 60-1, 61-1	8 時～ 16 時 30 分	再資源化 施設業者
鉄筋コンクリート 殻	(株)木村土建 エコランドキムラ	東松島市大塩字荻窪 32-3, 4, 6, 7, 8, 9, 33-1, 2, 36-2, 62-1, 63	8 時～ 16 時 30 分	再資源化 施設業者
アスファルト殻	(有)親和建设 中間処理施設	登米市米山町字善王寺武道ヶ崎 60-1, 61-1	8 時～ 16 時 30 分	再資源化 施設業者
廃プラ（土木シート）	(株)木村土建 エコランドキムラ	東松島市大塩字荻窪 32-3, 4, 6, 7, 8, 9, 33-1, 2, 36-2, 62-1, 63	8 時～ 16 時 30 分	再資源化 施設業者
汚泥	(株)環境施設 未来 リサイクルセンター	宮城郡松島町桜渡戸真言 20	8 時～ 16 時 30 分	再資源化 施設業者

4 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程 ごとの 作業 内容及 解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他	その他の工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

5 土工

(1) 掘削

ア 既設構造物撤去に伴う掘削土は全て建設発生土受入地へ搬出する。

イ 掘削に当たっては、法面の崩壊に十分注意するとともに、法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻し及び盛土

ア 開水路の埋戻し及び盛土については購入土（SF相当）を使用するものとする。

イ 締固め方法

開水路の埋戻し及び盛土は事前に締固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工しなければならない。

6 既設構造物撤去工

(1) 撤去に当たっては、既設構造物の寸法を測定し撤去数量を報告するものとする。なお、契約数量に変更が生じた場合には、変更契約の対象とする。

(2) 開水路・枕梁コンクリート・杭頭部の既設構造物取壊しは、低騒音・低振動機械工法により施工し、周辺にコンクリート片が飛散しないよう行い、コンクリート殻等は集積の上建設廃棄物として処分する。

7 基礎工

(1) 開水路及び取付サイホン工

砕石基礎の締固めは、十分に締固めなければならない。

(2) 杭基礎工

ア 施工に当たっては事前に施工計画書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

イ 杭打設に当たっては、既設水路撤去後跡地に購入土（SF相当）により埋戻しを行い、足場材（敷鉄板）を敷き施工するものとする。

ウ 基礎杭打設は、プレボーリング杭工法で計画している。

エ 試験杭打ちについては、監督職員と協議の上、施工位置及び施工時期等を決定し、監督職員の立ち会いのもと行うものとする。なお、試験打ちにおいては、電流値、積分電流値、その他施工管理に必要な指標を記録し、試験打ちの結果を踏まえ、打ち止めの管理指標を監督職員と協議するものとする。

オ 杭頭処理施工のため、図面に示すとおり行うものとする。

カ 杭が高止まりした場合には、監督職員と切断方法について協議の上、切断を行うものとする。

キ プレボーリング工法は800mmの径の掘削攪拌装置を用い、施工地盤内に適宜掘削液（水道水を使用）を注入しながら所定深度まで全長同径で掘削攪拌するものとする。また、掘削底部に根固部を築造し、掘削攪拌装置を引き上げながら杭周固定液を注入・攪拌するものとする。なお、水道水の調達方法及び使用量については監督職員と協議し決定するものとする。

ク 根固め液はW/C=60%程度とし、杭周固定液はW/C=100%程度とする。

ケ 掘削時、建て込み時に排出される土砂は、セメントミルクが混ざった土砂となるため建設汚泥として産廃処理するものとする。また、ダンプトラック搬出のためにコーン指数200kN/m²以上となるようセメント（80kg/m³）を添加し、バックホウにより混合するものとする。なお、バックホウ混合は現況地盤（ほ場）に影響がないよう鋼製枠等に一時的に土を置き、混合するものとする。

コ プレボーリング工法の付帯設備のモルタルプラント、給水設備、セメントサイロ等は、事前に監督職員と配置計画を協議するものとし、現場内移動が伴う場合には、変更の対象とする場合がある。

8 開渠工

(1) 開水路工

長期的な品質確保のため図面に示すとおり鉄筋の配置等確実に施工する。またコンクリート打設直後の即時沈下対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

(2) 枕梁コンクリート工

本水路は天井水路であり地震等による目地部での横方向へのズレ防止のため、図面に示すとおりサイドブロックを設置しているため緩衝材を確実に設置するものとする。

(3) 函渠工取付道路工

ア 1号函渠工及び2号函渠工からの耕作道路への取付道路に当たっては、ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアルに基づき施工するものとする。

イ 盛土補強工法は下記の指針等に準じるものとする。

(社) 日本道路協会制定 「道路土工-補強盛土指針」

(財) 土木研究センター制定 「ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル」

9 吐水槽基礎補強工

(1) 打込み杭工法は、マイクロパイル工法 (Type1) を計画している。

(2) 1本の杭打込みは、連続して行うことを原則とする。地盤状況等により、打込みを一時中止とする場合は、理由等を監督職員へ報告のうえ、了解を得るものとする。

(3) 試験杭の施工は、監督職員立会のうえ実施しなければならない。また、試験杭の施工位置は監督職員と協議のうえ決定するものとする。

(4) 試験杭の結果、杭長、肉厚、杭本数、施工方法等の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(5) 杭の打込みに当たっては事前に芯出しを行い監督職員の立会確認を受けるものとする。

(6) 杭の打込み前及び打込み後において、監督職員立会のうえ、杭角度の検測を行うものとする。杭打込み前は、杭外面の検測により、現地盤直角方向の角度 (傾き) を確認し、杭打込み後は、杭頂部の検測により現地盤水平方向の角度 (傾き) を確認するものとする。なお、杭打込み後の検測により、傾き量が計画と大きく乖離した場合は、その原因、計画されている構造計算結果への影響、及び、必要となる追加対策等について検証のうえ、監督職員へ報告し、協議するものとする。

(7) 現場溶接部の放射線透過試験数は3箇所を想定している。

(8) 狭隘部の埋戻に当たっては人力土工 (人力タコ) による施工を計画しているが、現場状況により所定の施工方法に変更がある場合は、監督職員と協議するものとする。

10 吐水槽補強工

(1) 下地処理工

ア 高圧・超高圧洗浄機等を用いコンクリート表面 (はつり面) の泥や、藻、苔、油脂類等の付着物及び、剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。

イ 洗浄圧はバキュームブラストを想定している。

ウ 洗浄後、建研式付着力試験等により付着強度を測定し、所定の規格値を満足する下地処理面を確保するものとする。なお、所定の付着強度が得られない場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 下塗工

コンクリート表面 (はつり面) の不陸 (凹凸) を調整し、既設躯体面と増厚工の一体化を図るため、下塗工を行うものとする。施工方法及び使用する材料について、事前に監督職員と協議するものとする。

(3) 用心メッシュ取付工

P A E系ポリマーセメントモルタル吹付範囲については、補強鉄筋取付後、帯筋まで吹付工を行いその後用心メッシュを設置するものとする。用心メッシュの設置位置は帯筋の外周部とする。なお、使用材料については事前に監督職員と協議するものとする。

(4) P A E系ポリマーセメントモルタル吹付工

ア 1回当たりの吹付厚さは、30mm以内を想定している。

- イ 鉄筋背面に充填されるように入念な吹付作業を行うものとする。
- ウ 吹付作業完了後、材料のたれ、ふくらみが発生していないか目視にてチェックし、不良箇所がある場合は、浮いた材料を除去し、再度吹付を行うものとする。
- エ 硬化後、ハンマーにてタタキ検査を行い、浮きが無いかの確認を行うものとする。異常音がある場合は、異常箇所を除去し、再施工するものとする。
- オ 吹付の各層の施工間隔は、冬期の場合 8～10 時間で考えている。

11 サイホン工

長期的な品質確保のため図面に示すとおり鉄筋の配置等確実に施工する。また、コンクリート打設直後の即時沈下対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

12 耕地復旧工

(1) 工事用道路部

工事施工上必要な用地の原形復旧は、次により行わなければならない。なお、耕起後には場高を測定し従来のほ場高にならない場合は、監督職員と協議するものとする。

ア 水田部

トラクター等で2回掛けの耕起を行い、均平に仕上げなければならない。

イ 畑地部

トラクター等により2回掛けの耕起を行わなければならない。

ウ 耕作道

図面に示す耕作道については砂利復旧（厚さ10cm）を行わなければならない。

13 仮設工

借地の利用に当たっては、農地内に建設廃材等（砂利等骨材、コンクリート殻、鉄筋、ビニールシート等）が混入しないように、受注者の責任において行うものとする。

第10章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札説明書による。

2 施工管理

(1) 施工管理の追加事項

施工管理基準に定めのない追加項目とその管理基準等は次によらなければならない。

ア プレボーリング杭工法

プレボーリング杭工の施工管理は、「杭基礎施工便覧」（社団法人日本道路協会）によるものとする。

イ 下地処理工

（出来形管理）

項目	管理基準および規格値	管理数
外観	表面に付着物がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。	施工面全面積

（品質管理）

項目	管理基準および規格値	管理数
付着強度	側壁：個々の値が1.0N/mm ² 以上、底版：3個の試験値が1.0N/mm ² 以上かつ個々の値は0.85N/mm ² 以上	下地処理後3箇所（左右側壁及び底版）

ウ 吐水槽基礎補強工

（出来形管理）

項目	管理基準値及び規格値	管理数
杭心のずれ	D/4 かつ 100mm 以内	全杭数

項目	管理基準値及び規格値	管理数
傾斜	1/100 以内	全杭数

(品質管理)

項目	試験方法	管理基準	管理数
外径	直接測定	管端部は±0.5%以内 胴体部は±1.0%以内	全杭数
厚さ (φ267.4)	直接測定		全杭数
溶接欠陥	JIS-Z-2343(浸透探傷試験方法及び浸透指示模様分類)準拠 JIS-Z-3104(綱溶接継手の放射線透過試験方法)	割れ、アンダーカット等の欠陥が無いこと。 3類以上	全溶接箇所 φ1,100 施工部で 1箇所以上

(撮影記録による出来形・品質管理)

項目	撮影基準	撮影箇所
増杭工	全数	施工状況、品質管理状況、出来形管理状況、使用機械を撮影する。

エ 吐水槽補強工

(出来形管理)

項目	管理基準および規格値	管理数
外観	吹付面にムラがなく、ダレ、浮き、剥れ、ひび割れ、硬化不良がないこと。	施工面全面積
面積	施工面積≧設計面積	前施工面積について測定（求積）し、確認する。
吹付厚	検測ピン、検測孔、水系などによる管理 管理基準値 側壁 +3mm以上 規格値 -0mm	各面各々3箇所

(品質管理)

項目	試験方法	管理基準	管理数
圧縮強度	JISA1171試験体：矩形供試体（□40mm×40mm×160mm）等を1回につき3本採取。作成2日後に脱型し、材齢7日まで20℃±2℃の水中養生。その後材齢28日まで気中養生	圧縮強度30N/mm ² 以上	1. 供試体の作成：吹付施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 2. 試験頻度：ロット毎に1回

(撮影記録による出来形・品質管理)

項目	撮影基準	撮影箇所
吹付工	各面	施工状況、練り混ぜ、配合状況、使用機械を撮影する。各面に於いて、吹付厚さ、面積測定状況を撮影する。
	全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。

(2) 工事現場等における遠隔確認について

- ア 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- イ 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- ウ 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、「Microsoft Teams」である。
- エ 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

3 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合受注者は以下の(1)から(5)によりこれを実施する。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。

(2) 機器等の導入

- ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備する。
- イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- ア 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品する。なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出する。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第11章 情報化施工技術の活用について

1 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、受注者の発議により、下表の適用工種に係る起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する「情報

化施工技術活用工事」(受注者希望型)である。

情報化施工技術	適用工種
1. T S 等光波方式出来形管理技術	水路工 (現場打開水路)
2. T S (ノンプリズム方式) 出来形管理技術	〃
3. T L S 出来形管理技術	〃
4. R T K - G N S S 出来形管理技術	〃

2 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に情報化施工技術活用工事を行うことができるものとする。情報化施工技術活用工事を行う場合は、次の3～7によるものとする。なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。

3 施工計画

受注者は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

4 情報化施工技術に係る貸与資料

基本設計データの作成のために必要な貸与資料は、下表のとおりである。この他に必要な資料がある場合には、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
1	令和3年度国営施設応急対策事業旧迫川地区 箕岳幹線用水路実施設計業務 報告書(測量編)	
2	令和4年度国利施設応急対策事業旧迫川地区 箕岳幹線用水路補足設計業務 報告書(測量編)	
3	令和5年度国利施設応急対策事業旧迫川地区 箕岳幹線用水路施工計画検討その他業務 報告書	
4	図面のC A Dデータ	

5 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用T S等光波方式等を準備しなければならない。

6 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

7 情報化施工技術活用工事の費用

- (1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。
- (2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。
また、発注者の指示により歩掛調査を実施する場合には協力しなければならない。

第12章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第 30 条によるものとする。ただし、異常出水については、本工事仮廻し道路仮排水管計画流量を 4.40m³/s と想定しており、受注者の善良な管理のもとにおいて、これを超える洪水により被害が生じた場合のみ、その損害額の負担については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

第13章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合の施工条件の変更に関連する主な事項は、次のとおりである。

- 1 土質
- 2 転石の出現
- 3 水替が必要になった場合
- 4 濁水処理対策が必要となった場合
- 5 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現
- 6 気象状況等により雪寒仮囲いが必要となった場合
- 7 歩掛調査、諸経費動向調査等を追加する場合
- 8 第三者との協議結果により変更が生じた場合
- 9 構造物撤去工及び基礎工等により第三者に影響が生じた場合
- 10 管理用道路を追加する場合
- 11 電柱移設を追加する場合
- 12 建設発生土を他工事に流用する場合
- 13 埋戻方法に変更があった場合
- 14 その他

第14章 その他

- 1 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について
 - （1）本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
 - （2）受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表する。
- 2 契約後 V E 提案
 - （1）定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第19条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。
 - （2）V E 提案の意義及び範囲
 - ア V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
 - イ ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
 - （ア）施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - （イ）工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - （ウ）競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案
 - （3）V E 提案書の提出
 - ア 受注者は、（2）の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書（共通仕様書様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- (ア) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - (イ) V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (ウ) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (オ) 工業所有権を含むV E提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - (カ) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
- イ 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- ウ 受注者は、V E提案を契約締結の日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- エ V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。
- (4) V E提案の適否等
- ア 発注者は、V E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6－5）によりに通知する。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- イ また、V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知する。
- ウ V E提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- エ 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- オ 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行う。
- カ 前項の変更を行う場合においてはV E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「V E管理費」という。）を削減しないものとする。
- キ V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- ク 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記カのV E管理費については、変更しないものとする。ただし双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (5) V E提案書の使用
- 受注者は、V E提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容が無償で使用する権利を有する。
- (6) 責任の所在
- 発注者がV E提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。
- 3 電子納品
- 工事完成図書を、共通仕様書第1編1－1－39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。
- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部
- 4 主任技術者等の専任期間
- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5 ワンデーレスポンスに関する事項

「ワンデーレスポンス」とは監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答する。

ただし、原則として閉庁日を除く。

6 部分払いについて

本工事において、中間前払金に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙－3「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

7 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事務所長、次長、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議

は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

8 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

(1) 施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。また、各技術提案（施工計画）における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

(2) 工事実施段階

施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

(3) 工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

9 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日（※1） ÷ 工期

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上となる日を真夏日と見なす。ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値 (%) = 真夏日率 × 補正係数※2

※2 補正係数：1.2

(※1) 契約変更時は「基準日から工期末までの真夏日」に置き換える。

10 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式(洋風)便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- ス 擬音装置(機能を含む)
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

11 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議する。

- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含め

て監督職員に提出する。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出する。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	① 用水・電力等の供給設備 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減
営繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働宿舍の快適化 ③ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ② 盗難防止対策（警報器等） ③ 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	① 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ② 完成予想図 ③ 工法説明図 ④ 工事工程表 ⑤ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦ 見学所（インフォメーションセンター）の設値及び管理運営 ⑧ パンフレット・工法説明ビデオ ⑨ 社会貢献

12 週休2日制工事の試行

(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実

施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合又は実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記イの記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

ア 補正係数

	4週8休以上 [現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上]
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

イ 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記アに示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8

（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工		1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	撤去	1.02

13 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績評定において加點評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）

以上)と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、発注者指定方式において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

ア 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」に、次の新規の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

☐月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。

☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

イ 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績評定の考査項目「施工状況（工程管理）」に、次の2つの事項の両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない（現場閉所率4週6休以上）場合は、次の2つの事項のうち「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

☐休日の確保を行った。

☐その他〔理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。

☐その他〔理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

ウ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績評定の考査項目「法令遵守等」において1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

☐その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

14 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じると考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 受注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出する。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議する。

- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議する。

15 共通仮設费率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事实施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
 - 運搬費：建設機械の運搬費
 - 準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2) により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

16 CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

17 令和6年9月20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5 点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100 点を超えないものとする。

[事業（務）所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐ 令和6年9月20日から大雨^{注1}の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日から大雨^{注1}の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日から大雨^{注1}の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第15章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議する。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費（仮設工を除く）				
1. 土工	幹線用水路土工			
（1）既設構造物撤去土工				
1）掘削	粘性土	m ³	40	
2）床掘	粘性土	式	1	
3）購入土盛土	砂質土（SF相当）	m ³	90	
4）埋戻	砂質土（SF相当）	式	1	
5）購入土	砂質土（SF相当）	m ³	510	
6）土砂等運搬	現場～建設発生土受入地	m ³	280	
7）整地	建設発生土受入地	m ³	280	
8）法面整形	盛土法面仕上	m ²	63	
（2）開水路土工				
1）床掘	砂質土	式	1	
2）埋戻	砂質土（SF相当）及び流用土	式	1	
3）購入土	砂質土（SF相当）	m ³	100	
4）法面整形	盛土法面仕上	m ²	110	
（3）1号函渠取付道路				
1）掘削	粘性土	m ³	120	
2）購入土盛土	砂質土（SF相当）	m ³	150	
3）路肩盛土	人力	m ³	10	
4）購入土	砂質土（SF相当）	m ³	200	
5）土砂等運搬	現場～建設発生土受入地	m ³	150	
6）整地	建設発生土受入地	m ³	150	
7）法面整形	盛土法面仕上	m ²	100	
8）基面整形		m ²	180	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
9)敷砂利	再生グラッサラン, RC-40	m ²	55	
1 0)ジオテキスタイル工 (まき出し・敷均し・締固め)	補強盛土工法	m ²	310	
1 1)ジオテキスタイル主補強材	W1.0 ×L30m	m ²	310	
1 2)ジオテキスタイル仮留用杭	φ 13, L=300	本	270	
1 3)ジオテキスタイル連結材		本	11	
(4) 2号函渠取付道路				
1)掘削	粘性土	m ³	50	
2)購入土盛土	砂質土 (SF相当)	m ³	190	
3)路肩盛土	人力	m ³	10	
4)購入土	砂質土 (SF相当)	m ³	250	
5)土砂等運搬	現場～建設発生土受入地	m ³	50	
6)整地	建設発生土受入地	m ³	50	
7)法面整形	盛土法面仕上	m ²	140	
8)基面整形		m ²	200	
9)敷砂利	再生グラッサラン, RC-40	m ²	89	
1 0)ジオテキスタイル工 (まき出し・敷均し・締固め)	補強盛土工法	m ²	316	
1 1)ジオテキスタイル主補強材	W1.0 ×L30m	m ²	316	
1 2)ジオテキスタイル仮留用杭	φ 13, L=300	本	259	
1 3)ジオテキスタイル連結材		本	11	
2. 構造物撤去工	幹線用水路構造物撤去工			
(1)構造物取壊し工				
1)コンクリート構造物取壊し	有筋	m ³	157	
2)コンクリート構造物取壊し	無筋	m ³	30	
3)殻運搬	有筋	m ³	157	
4)殻運搬	無筋	m ³	30	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
5) 殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	有筋	m3	157	
6) 殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	無筋	m3	30	
3. 基礎工	幹線用水路基礎工			
(1) 既製杭工				
1) PHC 杭	φ 700、L=38m	本	4	
2) PHC 杭	φ 700、L=39m	本	4	
3) PHC 杭	φ 700、L=40m	本	6	
4) パイルスパーサー	φ 700用	個	14	
5) 中詰コンクリート	21-12-25 (20) BB	m3	2. 2	
6) 杭頭補強鉄筋		ton	0. 266	
7) 土砂等運搬	汚泥	m3	386	
(2) 汚泥処理工				
1) 釜場設置	鋼製枠 15m3用	基	9	
2) 積込	釜場～鋼製枠	m3	386	
3) 積込	鋼製枠～10t ダンプ	m3	386	
4) セメント固化材		ton	31	
4. 開渠工				
(1) 現場打ち開渠工	開渠区間			
1) 基礎碎石	RC-40 t=15cm	m ²	394	
2) コンクリート	18-8-25 (20) BB	m3	20	
3) コンクリート	21-12-25 (20) BB	m3	327	
4) 型枠		式	1	
5) 鉄筋	SD345, D32	ton	23. 21	
6) 鉄筋	SD345, D19	ton	11. 96	
7) 鉄筋	SD295, D13	ton	14. 64	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
8)足場	手摺先行型枠組	式	1	
9)足場	単管傾斜	式	1	
1 0)止水板	CF-150×5mm	m	56.5	
1 1)目地板	エラスチックフィラー 20mm	m ²	22	
1 2)ガス圧接工	D32+D32	箇所	210	
(2)現場打ち開渠工	枕梁コンクリート (1)			
1)基礎砕石	RC-40 t=15cm	m ²	40	
2)コンクリート	18-8-25 (20) BB	m ³	2.0	
3)コンクリート	21-12-25 (20) BB	m ³	28	
4)型枠		式	1	
5)鉄筋	SD295, D16	ton	0.780	
6)鉄筋	SD295, D13	ton	0.950	
7)目地板		m ²	6	
8)帯状ゴム支承	B=150	個	14	
9)型枠	撤去しない埋設型枠 支 承部・連結部	式	1	
1 0)型枠資材	EPS発砲スチロール 2000 ×1000×500	式	1	
5. 復旧工				
(1)道路復旧工				
1)敷砂利	再生グラッサラン, RC-40	m ²	144	
2)アスファルト舗装	密粒度アスコン (13F)	m ²	47	
(2)耕地復旧工	工事用道路			
1)耕地復旧 (水路部)		m ²	3,750	
2)耕地復旧 (畑部)		m ²	1,550	
(3)水路復旧工				
1)鋼管接続	150A×1250/655H×90°	本	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
2)鋼管接続	150A×5.0t×550L	本	1	
6. 土工	取付サイホン工			
(1)既設取付サイホン撤去土工				
1)掘削	粘性土	m3	100	
2)床掘	粘性土	式	1	
3)購入土盛土	砂質土 (SF相当)	m3	30	
4)埋戻	砂質土 (SF相当)	式	1	
5)購入土	砂質土 (SF相当)	m3	340	
6)土砂等運搬	現場～建設発生土受入地	m3	160	
7)整地	建設発生土受入地	m3	160	
8)法面整形	盛土法面仕上	m ²	20	
(2)取付サイホン新設土工				
1)掘削	砂質土	m3	60	
2)床掘	砂質土	式	1	
3)埋戻	砂質土 流用土	式	1	
4)法面整形	盛土法面仕上	m ²	33	
7. 構造物撤去工	取付サイホン工			
(1)構造物取壊し工				
1)コンクリート構造物取壊し	有筋	m3	48	
2)殻運搬	有筋	m3	48	
3)殻運搬・処理 (産業廃棄物処分費)	有筋	m3	48	
4)舗装版破砕	15cm以下	m ²	47	
5)舗装版切断	15cm以下	m	11	
6)殻運搬	アスファルト	m3	2.0	
7)殻運搬・処理 (産業廃棄物費)	アスファルト	m3	2.0	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(2)安全施設工				
1)転落防止柵撤去		m	5	
8. 基礎工	取付サイホン工			
(1)既製杭工				
1) P H C 杭	φ 700、L=37m	本	2	
2) P H C 杭	φ 700、L=38m	本	4	
3) P H C 杭	φ 700、L=40m	本	2	
4)パイルスパーサー	φ 700用	個	8	
5)中詰コンクリート	21-12-25 (20) BB	m3	1.3	
6)杭頭補強鉄筋		ton	0.160	
7)土砂等運搬	汚泥	m3	344	
(2)汚泥処理工				
1)釜場設置	鋼製枠 15m3用	基	9	
2)積込	釜場～鋼製枠	m3	344	
3)積込	鋼製枠～10tダンプ	m3	344	
4)セメント固化材		ton	28	
9. 取付サイホン工				
(1)取付サイホン工	暗渠区間			
1)基礎碎石	RC-40 t=15cm	m ²	80	
2)コンクリート	18-8-25 (20) BB	m3	4.0	
3)コンクリート	21-12-25 (20) BB	m3	99	
4)型枠		式	1	
5)鉄筋	SD345, D25	ton	1.97	
6)鉄筋	SD345, D19	ton	4.67	
7)鉄筋	SD295, D16	ton	1.96	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
8)鉄筋	SD295, D13	ton	4.72	
9)足場	単管傾斜	式	1	
1 0)支保	パイプサポート支保, 40KN/㎡以下	式	1	
1 1)止水板	CF-150×5mm	m	32.9	
1 2)目地板	エラスチックフィラー 20mm	㎡	11	
1 3)収縮目地	ペイント塗装	㎡	1	
1 4)後施工止水版	L=9.2m コーナー4箇所	式	1	
後施工止水板	運搬費	式	1.000	
(2)取付サイホン工	枕梁コンクリート			
1)基礎砕石	RC-40 t=15cm	㎡	33	
2)コンクリート	18-8-25 (20) BB	m3	1.6	
3)コンクリート	21-12-25(20)BB	m3	22	
4)型枠		式	1	
5)鉄筋	SD295, D16	ton	1.150	
6)鉄筋	SD295, D13	ton	0.373	
7)鉄筋	SD345, D32	ton	0.360	
8)鉄筋	SD345, D19	ton	0.228	
9)目地板		㎡	1	
1 0)帯状ゴム支承	B=150	個	9	
1 1)型枠	撤去しない埋設型枠 支承部・連結部	式	1	
1 2)型枠資材	EPS発砲スチロール 2000×1000×500	式	1	
1 0. 吐水槽基礎補強工				
(1)土工				
1)床掘り	粘性土	式	1	
2)埋戻	砂質土 (SF相当)	式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
3)土砂等運搬	現場～建設発生土受入地	m3	540	
4)購入土	砂質土 (SF相当)	m3	430	
5)整地	建設発生土受入地	m3	540	
6)法面整形	盛土法面仕上	m ²	30	
(2)基礎工	増杭工			
1)マイクロピル 削孔工	φ 267.4、L=35m	本	8	
2)マイクロピル グラウト注入工		m3	34	
3)杭頭処理工		本	8	
4)プラント設置・撤去		式	1	
5)小口径鋼管杭	φ 267.4、L=35m	本	8	
6)支保工 (増杭足場)	くさび結合支保, 40KN/m ² を超え80KN/m ² 以下	式	1	
(3)基礎工	フーチング工			
1)基礎砕石	7.5cmを超え12.5cm以下	m ²	32	
2)コンクリート	18-8-25 (20)	m3	2.0	
3)コンクリート	24-12-25 (20)	m3	40	
4)型枠		式	1	
5)鉄筋	SD345, D22	ton	2.08	
6)鉄筋	SD295, D16	ton	1.25	
7)鉄筋	SD295, D13	ton	9.00	
8)差筋	定着アンカーD16 削孔径 φ 26 L=558mm コアドリル	箇所	85	
9)差筋	定着アンカーD22 削孔径 φ 32 L=450mm コアドリル	箇所	138	
1 1. 吐水槽補強工				
(1)コンクリート補強工				
1)差筋	定着アンカーD16 削孔径 φ 26 L=558mm コアドリル	箇所	112	
2)差筋	定着アンカーD22 削孔径 φ 32 L=450mm コアドリル	箇所	64	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
3)差筋	定着アンカーD25 削孔径 φ35 L=510mm コアドリル	箇所	66	
4)下地処理工	バキュームブラスト	m ²	52.8	
5)主筋組立工	D16, D22, D25, フレア溶接 D25, コンクリビス φ6-L45	ton	1.764	
6)下塗工	マグネライン (タイプ I) t=1mm	m ²	52.8	
7)配力筋組立工	D13, D16	ton	0.703	
8)増厚工	t=59 底版上面	m ³	1.620	
9)増厚工	t=47 底版下面	m ³	0.620	
10)増厚工	t=56 側壁	m ³	0.700	
11)養生工	一般養生, 鉄筋構造物	m ²	52.8	
12)表面保護工	一般塗装	m ²	52.8	
(2)付帯工				
1)トラフ撤去復旧工	U型側溝, L=600, 60kg/個 以下	m	7	
直接工事費 (仮設工)				
1. 仮設工				
(1)工事用道路工 (幹線用水路)				
1)敷鉄板	設置～賃料～撤去 工事 用道路	m ²	1,632	
2)敷鉄板	設置～賃料～撤去 杭打 設終了後工事用道路	m ²	482	
3)敷鉄板	設置～賃料～撤去 杭打 機施工ヤード	m ²	875	
4)購入土路床	砂質土 (SF相当)	m ³	150	
5)購入土	砂質土 (SF相当)	m ³	200	
6)発生土路床	砂質土 発生土	m ³	380	
7)積込	建設発生土受入地	m ³	510	
8)土砂等運搬	建設発生土受入地～現場	m ³	510	
9)土木シート	敷設	m ²	1,100	
10)敷砂利	再生クワッション, RC-40	m ²	300	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1 1) 土木シート	撤去	m ²	5,627	
1 2) 廃プラ (土木シート)		ton	0.875	
1 3) 路床盛土撤去	本工事区間	m ³	360	
1 4) 路床盛土撤去	過年度工事区間	m ³	1,780	
1 5) 土砂等運搬	現場～建設発生土受入地 L=0.5km以下	m ³	360	
1 6) 整地	建設発生土受入地	m ³	360	
1 7) 土砂等運搬	現場～建設発生土受入地 L=0.3km以下	m ³	1,780	
1 8) 整地	建設発生土受入地	m ³	1,780	
(2) 仮廻し道路 (幹線用水路)				
1) 敷鉄板	設置～賃料～撤去	m ²	753	
2) 仮設ガードレール設置撤去		m	50	
3) 仮設ガードレール賃料		台	10	
(3) 鋼矢板土留工	IV型			
1) 圧入工	鋼矢板IV型 L=12m	枚	63	
2) 圧入工	鋼矢板IV型 L=12.5m	枚	23	
3) 引抜工	鋼矢板IV型 L=12.0m～ 12.5m	枚	86	
4) 鋼矢板	鋼矢板IV型 L=12.0m～ 12.5m	ton	79.40	
5) 油圧式杭圧入引抜機据付・解体		式	1	
(4) 親杭横矢板				
1) 親杭横矢板	設置～撤去	m ²	6	
2) バイブレーション工	油圧式, 12m以下, 242kw. H鋼形打設, H300	本	2	
3) 松矢板	幅15cm, 長3m, 厚5.0～ 6.0cm	m ³	0.4	
4) H形鋼材	設置～撤去	ton	1.954	
5) バイブレーション工	油圧式, 12m以下, 242kw. H鋼形引抜, H300	本	2	
(5) 安全費				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1)交通誘導警備員	B	人	480	
2. その他				
(1)運搬費				
仮設材輸送	敷鉄板	ton	646.41	
仮設材輸送	鋼矢板・H形鋼	ton	81.35	
仮設材輸送	仮設ガードレール	ton	5.50	
仮設材輸送	鋼製枠	台	10	
重建設機械分解・組立・輸送	三点支持式杭打機, 機械質量60t超え100t以下	台	2	
重建設機械分解・組立・輸送	クローラクレーン, 35t吊を超え80t吊以下	台	2	
重建設機械分解・組立・輸送(マイクロパイル)	専用削孔機, クローラクレーン, 加圧式空気圧縮機等	式	1	
(2)技術管理費				
単軸引張試験	下地処理施工後	箇所	1	

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- １ この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- ２ この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- ３ 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1（第3条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 ：入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合：揭示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合：送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能のように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。

5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工

事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

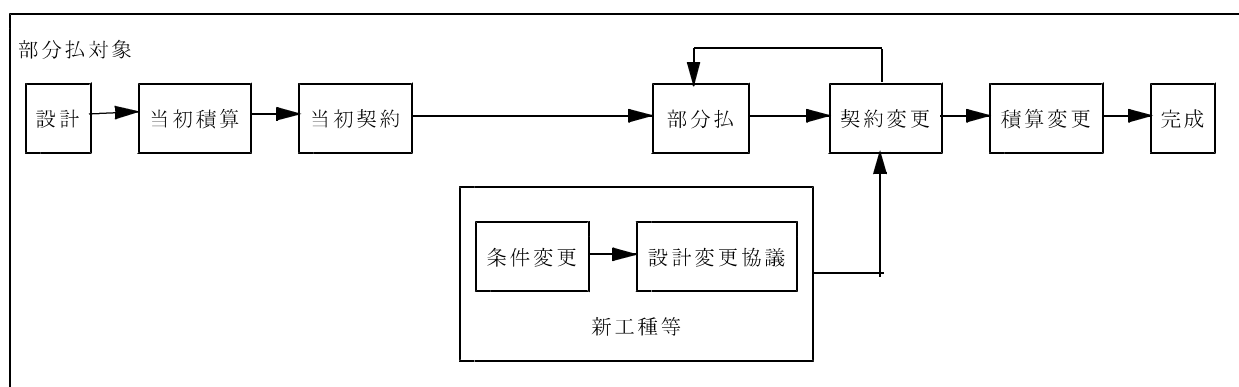
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の $\boxed{}$ 内の文を記載するものとする。

（記載例）

（○）一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要がある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降手続を開始する契約から適用する。

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受領した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。

※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

別紙 2 （ 4 割以内の前払金請求書とともに提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （ I ）

¥ （工事請負契約書第35条第 4 項の請求金額）

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口座名義			

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

前 払 金 請 求 書 （Ⅱ）

¥ (工事請負契約書第35条第6項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

- 1. 請 負 代 金 額 ¥
- 2. 前 払 金 請 求 額 ¥
- 3. 受 領 済 前 払 金 額 ¥
- 4. 未 受 領 前 払 金 額 ¥

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

出 来 高
工 事 期 間 認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事

2. 工 事 場 所

3. 請負代金額 ￥

4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

（注意）出来高認定資料（出来高報告書、履行報告書等）を添付すること。（請負代金額の10分の2以上の場合）

工事工程表を添付すること。（工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）の場合）

.....
認 定 通 知 書

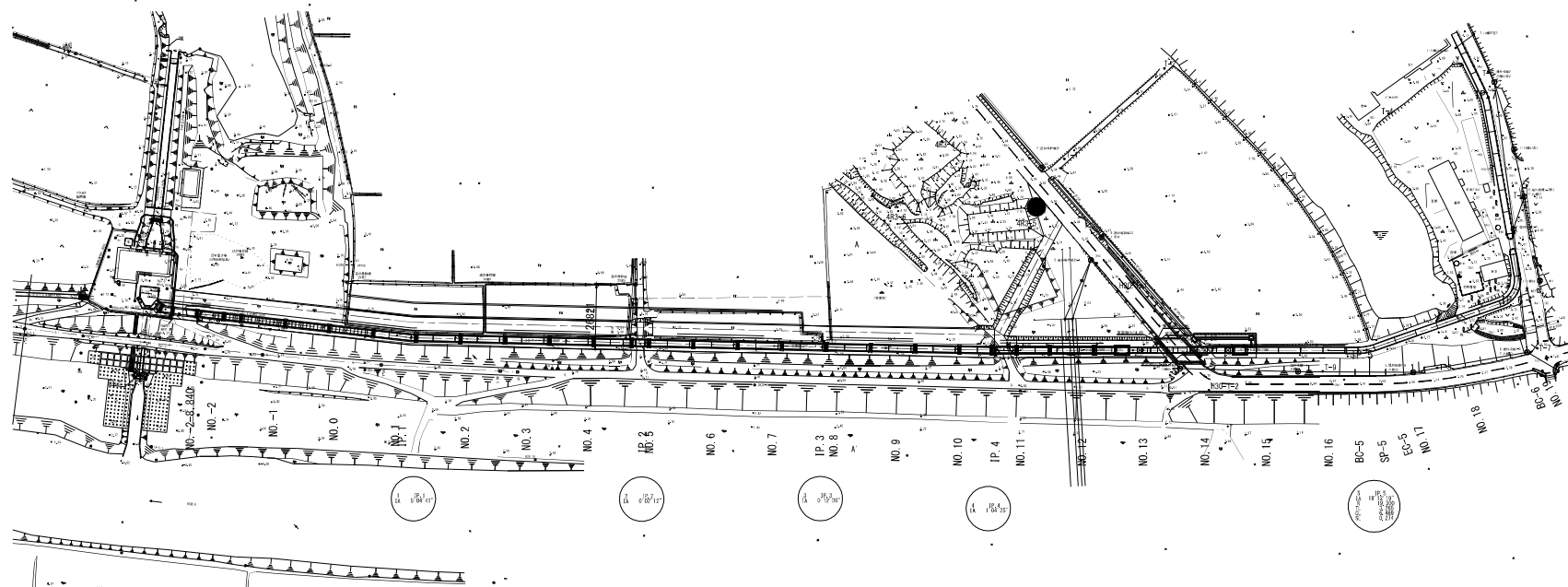
上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

（契約担当官等の官職氏名）

平面図 S=1:1000



EC-6
NO. 19+21.500



● : 交通誘導警備員配置位置

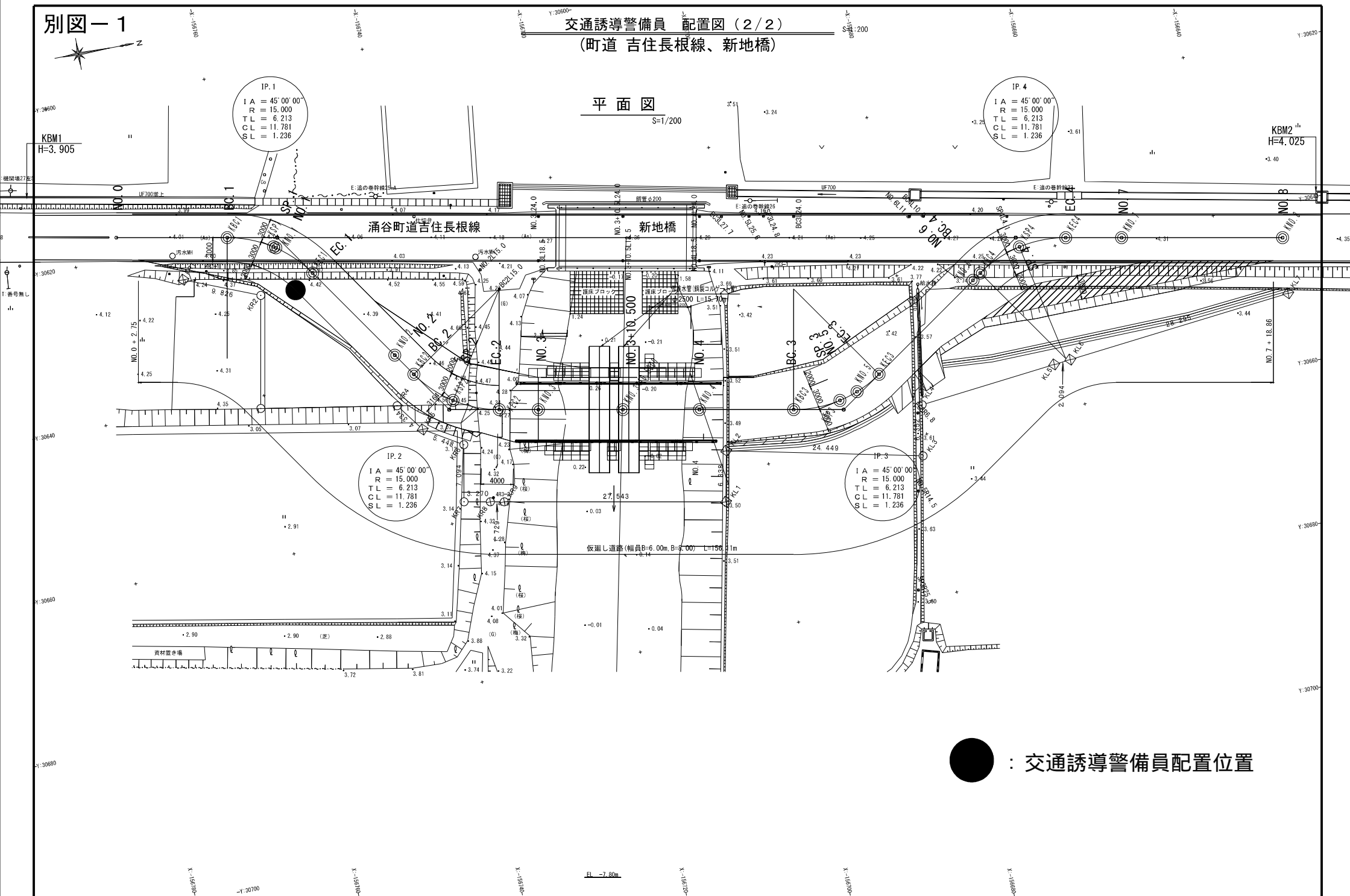
別図-1

交通誘導警備員 配置図 (2/2)

(町道 吉住長根線、新地橋)

平面図

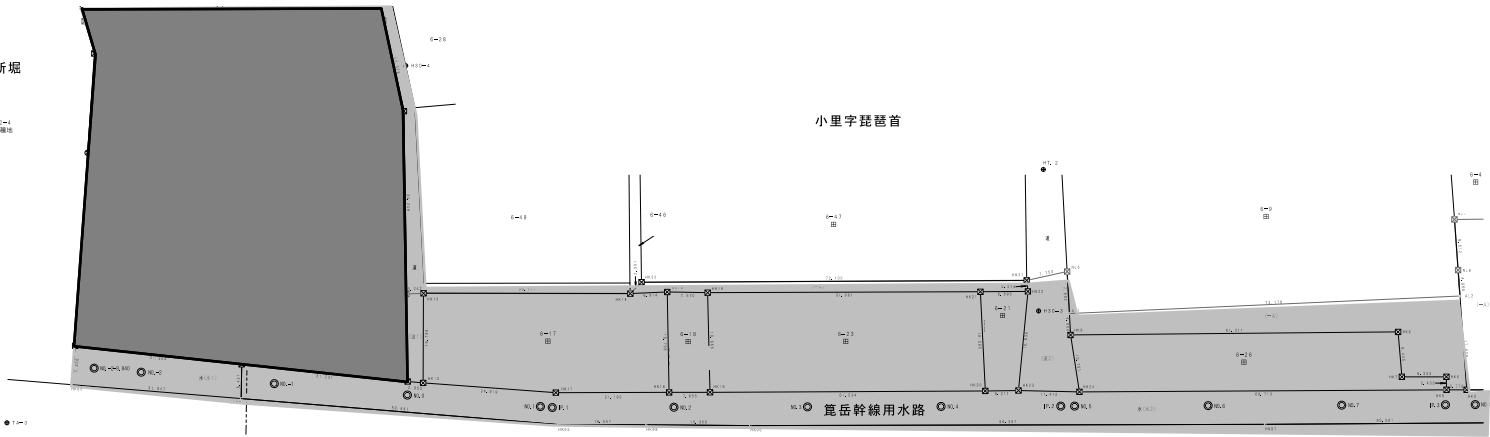
S=1/200



工事用地図（ 1 ／ 2 ）

太田字新堀

小里字琵琶首



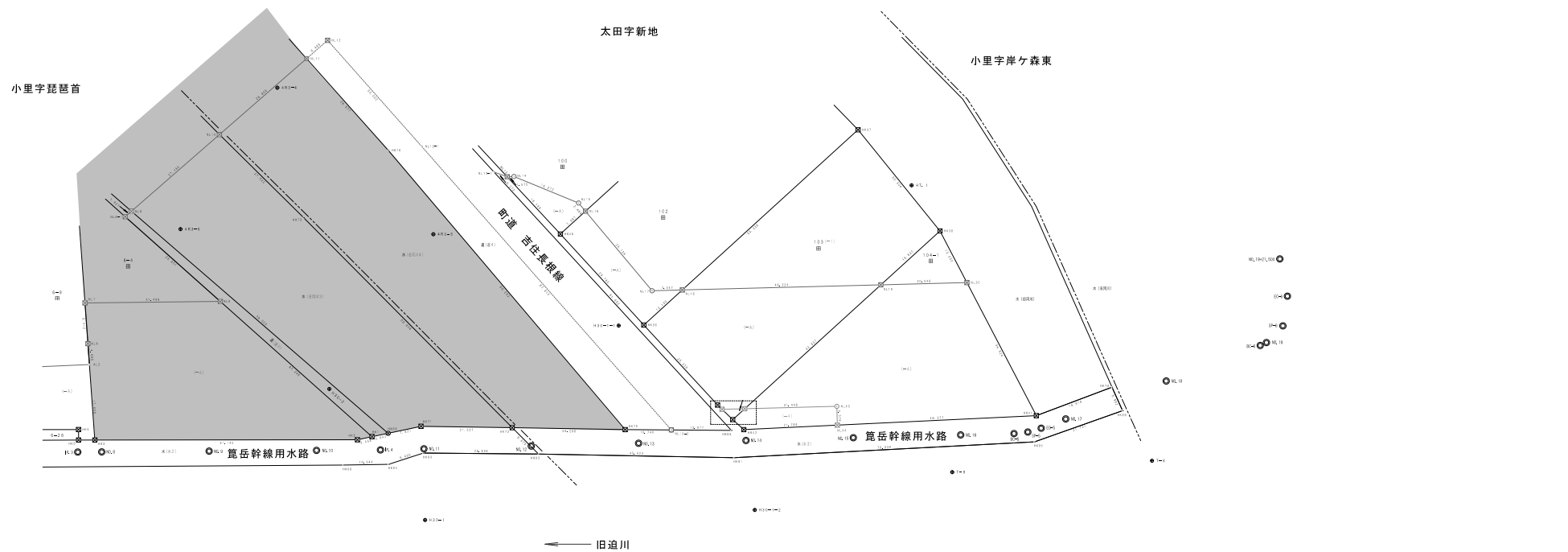
工事用地



宮城県から使用賃借している工事用地

別図－2

工事用地図（2／2）



工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1-1 目的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1-3 適用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事務時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

（1）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

（2）機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用にあたっては、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

(6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

(7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－１ 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	５年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード	10 年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

令和7年度～令和8年度 国営施設応急対策事業旧迫川地区

簗岳幹線用水路改修その他工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	簗岳幹線用水路 位置図	1	
2	簗岳幹線用水路 平面縦断図	1	
3-1/2	簗岳幹線用水路 開水路工横断図(1/2)	1	
3-2/2	簗岳幹線用水路 開水路工横断図(2/2)	1	
4	簗岳幹線用水路 開水路工標準断面図	1	
5-1/4	簗岳幹線用水路 開水路工配筋図(1/4)	1	
5-2/4	簗岳幹線用水路 開水路工配筋図(2/4)	1	
5-3/4	簗岳幹線用水路 開水路工配筋図(3/4)	1	
5-4/4	簗岳幹線用水路 開水路工配筋図(4/4)	1	
6	簗岳幹線用水路 杭配置平面図	1	
7	簗岳幹線用水路 杭配置縦断図	1	
8-1/2	簗岳幹線用水路 基礎工詳細図(1/2)	1	
8-2/2	簗岳幹線用水路 基礎工詳細図(2/2)	1	
9-1/3	簗岳幹線用水路 枕梁コンクリート配筋図(1/3)	1	
9-2/3	簗岳幹線用水路 枕梁コンクリート配筋図(2/3)	1	
9-3/3	簗岳幹線用水路 枕梁コンクリート配筋図(3/3)	1	
10-1/6	簗岳幹線用水路 取付サイホン工一般構造図(1/6)	1	
10-2/6	簗岳幹線用水路 取付サイホン工一般構造図(2/6)	1	
10-3/6	簗岳幹線用水路 取付サイホン工一般構造図(3/6)	1	
10-4/6	簗岳幹線用水路 取付サイホン工一般構造図(4/6)	1	
10-5/6	簗岳幹線用水路 取付サイホン工一般構造図(5/6)	1	
10-6/6	簗岳幹線用水路 取付サイホン工一般構造図(6/6)	1	
11-1/7	簗岳幹線用水路 取付サイホン工配筋図(1/7)	1	
11-2/7	簗岳幹線用水路 取付サイホン工配筋図(2/7)	1	
11-3/7	簗岳幹線用水路 取付サイホン工配筋図(3/7)	1	
11-4/7	簗岳幹線用水路 取付サイホン工配筋図(4/7)	1	
11-5/7	簗岳幹線用水路 取付サイホン工配筋図(5/7)	1	
11-6/7	簗岳幹線用水路 取付サイホン工配筋図(6/7)	1	
11-7/7	簗岳幹線用水路 取付サイホン工配筋図(7/7)	1	
12	簗岳揚水機場 吐水槽基礎補強工平面図	1	
13-1/3	簗岳揚水機場 吐水槽基礎補強工構造図(1/3)	1	
13-2/3	簗岳揚水機場 吐水槽基礎補強工構造図(2/3)	1	
13-3/3	簗岳揚水機場 吐水槽基礎補強工構造図(3/3)	1	
14	簗岳揚水機場 吐水槽基礎補強工配筋図	1	
15	簗岳揚水機場 吐水槽補強工構造図	1	
16-1/3	簗岳揚水機場 吐水槽補強工配筋図(1/3)	1	
16-2/3	簗岳揚水機場 吐水槽補強工配筋図(2/3)	1	

図面番号	図 面 名 称	枚 数	備 考
16-3/3	簗岳揚水機場 吐水槽補強工配筋図(3/3)	1	
17	簗岳揚水機場 吐水槽基礎補強工仮設平面図	1	
18	簗岳揚水機場 吐水槽基礎補強工仮設縦断面図	1	
19	簗岳揚水機場 吐水槽基礎補強工仮設横断面図	1	
20-1/2	簗岳幹線用水路 既設開渠 撤去工(1/2)	1	
20-2/2	簗岳幹線用水路 既設開渠 撤去工(2/2)	1	
21	簗岳幹線用水路 暫定接続 撤去工	1	
22	簗岳幹線用水路 更新区間 仮設図	1	
23	簗岳幹線用水路 仮廻し道路 仮設計画図	1	
24-1/2	簗岳幹線用水路 1号函渠工取付道路計画図(1/2)	1	
24-2/2	簗岳幹線用水路 1号函渠工取付道路計画図(2/2)	1	
25	簗岳幹線用水路 2号函渠工取付道路計画図	1	
26	簗岳幹線用水路 撤去復旧図	1	
27	簗岳幹線用水路 水路復旧計画図	1	
	合 計	51	